

令和元年 5月14日 作成

令和3年 10月4日 改訂

道路位置指定の手引き

益田市建設部建築課

- | | | |
|----|--------------|-----------|
| 1. | 本手引きの目的 | … P 2 |
| 2. | 道路位置指定の趣旨 | … P 2 |
| 3. | 手続きの流れ | … P 3 |
| 4. | 申請に必要な書類 | … P 4 ・ 5 |
| 5. | 築造の基準 | … P 6 |
| 6. | 完了の検査・公告及び通知 | … P 6 |

1. 本手引きの目的

この手引きは、建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号。以下、「法」という。）第 42 条第 1 項第 5 号の規定に基づく道路の位置の指定（以下、「道路位置指定」）の手続きについて必要な事項^{※1}を定め、手続きの明確化を行うことを目的としています。

2. 道路位置指定の趣旨

法第 4 2 条第 1 項第 5 号の規定により位置の指定を受けた道路（以下、「位置指定道路」）は法上の私道の原則的な形のものです。宅地造成等に伴って築造される私路であり、利害関係人の申請（利害関係人が複数である場合は、全ての利害関係人の承諾が必要。）に基づき、特定行政庁がその「位置」を指定するものです。

なお、特定行政庁が指定する他の道（私道）もそうですが、位置指定道路は「一般交通の用に供さなければならないこと」と「その位置指定道路のみに接道する建築物が存在する場合は、位置指定道路部分の土地所有者の自由意思で変更又は廃止できない（法第 4 5 条）」という一定の私権の制限がかけられます。

※1 関係法令に定められている事項。

（関係法令）

・ 建築基準法第 42 条（道路の定義）	以下、法第 42 条
・ 建築基準法第 43 条（敷地等と道路との関係）	以下、法第 43 条
・ 建築基準法施行令第 144 条の 4（道に関する基準）	以下、令第 144 条の 4
・ 建築基準法施行規則第 9 条（道路の位置の指定の申請）	以下、法規則第 9 条
・ 建築基準法施行規則第 10 条（指定道路等の公告及び通知）	以下、法規則第 10 条
・ 昭和 45 年 12 月 28 日建設省告示第 1837 号（自動車の回転広場に関する基準）	以下、S 45 建告第 1837 号
・ 益田市建築基準法の施行に関する規則第 9 条（道路の位置の指定等の申請等）	以下、市規則第 9 条
・ 鳥根県道路位置指定基準	以下、県基準

3. 手続きの流れ

道路位置指定を受けようとするものは、下記フローにより手続きを進めて下さい。



※2 関係各所と協議を整えておく事項。

（関係各所）

- | | |
|---|----------------------------------|
| ・開発行為に関する事…益田県土整備事務所 | ・排水の放流先に関する事…各管理者（市役所土木課、土地改良区等） |
| ・都市計画に関する事…市役所都市整備課 | |
| ・道路法による道路との境界等についての支障の有無に関する事…国道の場合は、国土交通省益田国道維持出張所。県道の場合は益田県土整備事務所。市道の場合は市役所土木課。 | ・農地法に関する事…市役所農業委員会 |
| | ・埋蔵文化財等に関する事…市役所文化財課 |

※その他、計画の場所や施工方法により個別に他に協議をお願いすることがあります。

4. 申請に必要な書類

道路位置指定を受けようとするものは、下記の申請図書（正本2部、副本1部）を提出して下さい。

必要書類	留意事項
1. 道路位置指定 (変更・廃止) 申請書 (正) 2部 道路位置指定 (変更・廃止) 通知書 (副) 1部 【市規則 - 様式第6号、様式第6号の2】	<ul style="list-style-type: none"> ・代理者は位置指定申請の事務を代理するものとし、正本に委任状を添付して下さい。(建築士法・行政書士法の定めにより、建築士・行政書士でない方が、業として他人の依頼を受け報酬を得て、官公署に提出する書類を作成することは、建築士法・行政書士法に違反しますので、ご注意ください。) ・図面の作成者は、特に資格は必要としませんが、なるべく建築士、測量士、土地家屋調査士又は行政書士とし、資格を有する場合は図面に作成者を明記して下さい。
※申請者以外の方が位置の指定を受けようとする道路の土地の所有者等である場合、下記2.承諾書が必要です。	
2. 承諾書 (土地の所有者及びその土地又はその土地にある建築物若しくは工作物に関して権利を有する者並びに当該道を所定の基準に適合するように管理する者) 3部 (正本・副本の裏面に印刷) 【市規則 - 様式第6号】	<ul style="list-style-type: none"> ・土地所有者及び関係人の欄は、住所氏名を権利別に全て記入して下さい。土地所有者及び関係人が多数にわたり、欄に記入しきれない場合は、別紙に記入の上、添付して下さい。 ・権利者以外の方が道を管理している場合は、管理する者の承諾も得る必要があります。
(添付図書) 2-1 印鑑登録証明書	<ul style="list-style-type: none"> ・承諾書に記載のある方全てが必要です。 ・申請前3か月以内で最新のものとして下さい。 ・正本1部に原本を添付し、その他は写しでも構いません。
(添付図書) 2-2 住民票	<ul style="list-style-type: none"> ・登記事項証明書上の住所と印鑑登録証明書上の住所が異なる場合に限り必要です。
3. 付近見取図	<ul style="list-style-type: none"> ・方位、道路及び目標となる地物を明示して下さい。
4. 案内図 (住宅地図程度)	<ul style="list-style-type: none"> ・指定道路及び建築物の敷地となる土地を赤線で囲って下さい。
5. 公図の写し	<ul style="list-style-type: none"> ・指定道路及び建築物の敷地となる土地を赤線で囲み、里道は赤色、水路は青色で塗って下さい。
6. 土地調書	<ul style="list-style-type: none"> ・指定道路、建築物の敷地となる土地及びその周辺の土地について作成して下さい。
7. 土地登記事項証明書 (指定道路となる土地)	<ul style="list-style-type: none"> ・申請前3か月以内で最新のものとして下さい。 ・正本1部に原本を添付し、その他は写しでも構いません。

8. 現況平面図	
9. 計画平面図	<ul style="list-style-type: none"> ・縮尺、方位、指定を受けようとする道路の位置、延長及び幅員、隅切りの寸法、土地の境界、地番、地目、土地の所有者及びその土地又はその土地にある建築物若しくは工作物に関して権利を有する者の氏名、土地内にある建築物、工作物、道路及び水路の位置、土地の高低その他地形上特記すべき事項を明示して下さい。 ・権利者等が道の管理をする場合は、「所有者等が適切に管理する旨」の記載をして下さい。
10. 丈量図・求積表	<ul style="list-style-type: none"> ・指定道路部分及び建築物の敷地となる土地の部分、それぞれの面積及び面積の合計が分かるように作成して下さい。
11. 断面図	<ul style="list-style-type: none"> ・道路と敷地の境界を旗揚げして下さい。 ・（縦断面図）計画高、地盤高、勾配、縦断曲線、切盛土を明示して下さい。 ・（横断面図）幅員構成、横断勾配、舗装断面、排水施設の位置・形状、埋設管の位置・形状を明示して下さい。
12. 構造図	<ul style="list-style-type: none"> ・擁壁（※高さが2mを超える場合は確認申請が必要）、側溝、溜め桝の図面（2次製品は使用材料承認図可）を添付して下さい。
13. 排水計画図・計算書（排水先の承諾を得た書類を含む）	<ul style="list-style-type: none"> ・排水計画図には、申請道路及び申請敷地内の排水に必要な側溝、街渠等の位置及び構造、並びに排水経路を明示して下さい。 ・計算書は排水施設の設計（流量断面の算定）の根拠を添付して下さい。 ・放流先の承諾を確認できる書類を添付して下さい。（道路法上の道路に接続する場合は排水施設の施工承諾書の写しでも可とすることがあります。）
14. 現況写真	<ul style="list-style-type: none"> ・道路の計画部分を赤色の線などで明示して下さい。
15. その他必要と認めるもの	<p>（例）道路法上の道路に接続する場合 道路法第24条の施工承諾書の写しの添付</p> <p>（例）河川保全区域内での計画の場合 河川法第55条の許可証の写しの添付</p> <p>（例）隣接地に既存建築物がある場合 計画の道路により生じる建築基準法の集団規定（道路斜線制限等）の適合を確認できる書類の添付</p>

15. その他必要と認めるもの(続き)	(例) 明らかに開発行為に該当しないと考えられない場合 開発行為に当たらない証明(開発許認可機関との協議書 等)
---------------------	---

5. 築造の基準

「建築基準法施行令第144条の4(道に関する基準)」及び「島根県道路位置指定基準」によります。

6. 完了の検査・公告及び通知

位置指定道路の工事が完了したら、

1. 下記の書類の提出をして下さい。

- ① 「道路位置指定工事完了届(市規則一様式第6号の4)」
- ② 「工事写真」
- ③ 「完成写真」

2. 検査日を調整の上、現場にて完了検査を実施します。

なお、検査時に道路の幅員、延長、隅切りの長さ等を確認するので、長さを計測できるものを準備しておいて下さい。

また、検査の状況を写真で記録して提出して下さい。

3. 位置指定道路の基準に適合することが確認出来たら、申請者に通知するとともに公告します。